

兩岸商標協力処理作業要点

2011. 10. 19

目次

一、はじめに	1
二、適用対象	1
三、協力処理の請求要件	1
(一) 請求者がすでに中国大陸地区の法令により行政救済手続きを行っている	2
(二) 国家工商行政管理総局の管轄下にある機関が担当すべき案件である	2
(三) 不合理及び不公平な待遇を受けた	3
(四) 工商総局の所轄機関の対応が中国大陸の法令規定に違反	4
(五) 工商総局の所轄機関の対応が中国大陸の商標審査及び審理基準に違反	4
四、協力処理の請求手順	5
(一) 請求方法	5
(二) 請求に必要な書類	5
五、補正通知	5
六、協力要請のための通報	6
(一) 通報の方法	6
(二) 通報を受けたあとの中国大陸側の回答	6
(三) 受理の期日及び関連事項の伝達	6
(四) 結果の伝達	6
七、中国側に協力処理請求の通報をしないケース	6

別添：兩岸商標協力処理作業の流れ

一、はじめに

台湾地区の企業の商標権益及び著名な産地名称を保障し、それらが中国大陸で悪意ある登録申請をされたり、又は商標、企業名、屋号として登録されたり、あるいは模倣による権利侵害など不正な競争行為に巻き込まれたりすることを防ぐため、2010年6月29日、台湾と中国大陸は「海峡兩岸智慧財産権保護合作協議（日本語訳：海峡兩岸知的財産権保護協力協定）」を締結した。同協定は同年9月12日に発効した。同協定の第7点で、商標権保護のための兩岸の協力処理システムが明記され、中台双方の商標の主務官庁が対話のプラットフォームを作ること、双方の商標権保護に係る問題を話し合いにより効果的に解決することが期待された。台湾の經濟部智慧財産局（以下、智慧財産局とする）は、この協定の内容を確実に実行し、且つその効率を高めるために、本要点を制定する。

商標権の保護は「属地主義」が原則である。ある商標について保護の是非を判断する場合はとりわけ、識別力を有する、公序良俗に違反しない、又は著名な商標である、といった認定が必要で、客観的且つ具体的な証拠のほか、現地の法律、風習、習慣、文化、消費者の認知といった要素を考慮する必要がある。よって兩岸の商標に関する協力処理システムの運用は、平等、互惠、相互尊重の原則の下で行われなければならない。故に、一方が自らの商標法令又は審査基準の規定に基づき判断した結果について、もう一方は干渉しないものとする。なお、協力処理の請求結果が、請求者にとって不利なものである場合、請求者は依然、相手側の制度に則って救済を求めることができる。

二、適用対象

「海峡兩岸知的財産権保護協力協定」の調印は、中台双方の住民の権益保障を目的としたものである。故に本要点の適用対象は、台湾地区の政府機関、法人、団体、個人、及び中国大陸地区に進出する台湾資本企業とする。いわゆる台湾資本企業とは、台湾地区の法人、団体、個人が中国大陸に投資又は再投資して経営する農工商等の事業を広く指すものだが、本要点の適用対象とするかどうかは同協定調印の趣旨に基づき、案件の状況を斟酌して、その是非を認定するものとする。

三、協力処理の請求要件

台湾企業の商標が、中国大陸地区で商標、企業名、屋号として悪意ある登録をされたり、あるいは模倣による権利侵害を受け、当該商標の所有者が中国大陸の法令規定に基づいて登録出願を行ったり又は商標権を保護したりする過程で、不合理又は不公平な扱いを受けた場合、あるいは中国側の対応が中国大陸の法令又はその商標審査及び審理基準等に違反する場合で、且つ当該案件が中国大陸地区の国家工商行政管理総局（以下、工商総局とする）の管轄下にある国家工商行政管理総局商標局（以下、商標局とする）、国家工商行政

管理総局商標評審委員会（以下、商標評審委員会とする）及び各県・市の工商局が担当すべきものである場合、台湾の智慧財産局に対して協力処理の請求を行うことができる。智慧財産局は審査・承認後、これを工商総局に通報して協力を要請する。但し、請求者個人の故意又は過失によって生じ、不利益な裁定を受けた場合はこの限りでない。例えば、商標の出願申請を行い拒絶査定となったが、その原因が、請求者自身が登録した商標を引用し、自身の過失により商標権者の名称を変更していなかったことにある場合などは、協力処理の対象とはならない。故に協力処理の請求を行っても、智慧財産局が直ちに協力に応じることはない。智慧財産局が協力処理の請求に応じる案件は、以下に掲げる要件を満たす場合のみである。

（一）請求者がすでに中国大陸地区の法令により行政救済手続きを行っている

この協力処理システムは、兩岸の行政機関が協力処理の請求に関する情報を互いに通報するだけのものである。故に請求者はまず、中国大陸の法令規定により行政救済手続きを行い、権益を主張した上で、協力処理の請求をしなければならない。例えば、請求者の商標が中国大陸で他人に先取り登録された場合、まずは中国大陸の商標局又は商標評審委員会に当該商標の取り消しを求め、その上で台湾の智慧財産局に協力処理の請求をしなければならない。

（二）国家工商行政管理総局の管轄下にある機関が担当すべき案件である

商標に関する協力処理システムの中国大陸側窓口は工商総局である。このため、協力処理を請求する案件分野と管轄が、工商総局の管轄下にある商標局、商標評審委員会、各県・市の工商局の職掌範囲内でなければ、協力に応じることができない。例えば請求者がすでに中国大陸地区の法令規定により救済手続きを行い、権益を主張しているが、その案件の審理がすでに終了している、又は裁判所に上訴している場合などは、協力処理の請求対象とはならない。対象となる案件の類別は、次に掲げる通りである。

1. 商標登録出願案件及び拒絶審査に伴う再審請求案件

商標登録出願案件とは、中国大陸の商標法令規定により商標局に対して商標登録出願を行った案件を指す。これには、商品又は役務に係る商標の登録出願、商標の国際出願、証明商標の登録出願、集団商標の登録出願を含む。拒絶審査に伴う再審請求案件とは、前述の登録出願に対して商標局が下した拒絶審査を不服とし、中国大陸「商標法」第 32 条の規定に基づき、商標評審委員会に対して再審請求をした案件を指す。

2. 異議申立案件及び異議申立てに伴う再審請求案件

異議申立案件とは、中国大陸「商標法」第 30 条の規定により、商標局に対して異議を申し立てた案件を指す。異議申立てに伴う再審請求案件とは、商標局が異議

申立てに対して下した決定を不服とし、「商標法」第 33 条の規定に基づき、商標評審委員会に再審を請求した案件を指す。

3. 取消案件及び取消しに伴う再審請求案件

取消案件とは、中国大陸「商標法」第 41 条第 1 項及び第 44 条の規定により、商標局が職権により、又は請求に応じて登録を取り消した案件を指す。取消しに伴う再審請求案件とは、商標局が下した登録取消しの決定を不服とし、「商標法」第 19 条の規定により、商標評審委員会に再審を請求した案件を指す。

4. 争議案件

争議案件とは、中国大陸「商標法」第 41 条の規定により、商標評審委員会に対して登録取消しの裁定請求をされた案件を指す。

5. 権利保護管理及び不正競争行為による管理案件

権利保護管理及び不正競争による管理案件とは、商標の模倣による権利侵害案件、つまり農産品や商品に台湾の産地を虚偽表示すること、模倣により権利侵害した商標又は著名産地の標識を不法に印刷又は販売すること、同一又は類似の業界で他人の著名商標を使い、それを企業名あるいは屋号として登録申請し、且つ著しい商標権侵害がある場合、及び著名商標のブランドイメージに便乗した、あるいはこれを減損するその他の不正競争行為などで、中国大陸の関連の法令により行政調査・処分の対象とすべき案件を指す。

6. その他の案件又は行政復議案件¹

その他の案件とは、工商総局が担当する前述 1～5 以外の案件を指す。例えば登録内容の変更、延長、譲渡の申請、商標使用許諾契約の控えの申請、及び商標登録に関するその他の事項を指す。行政復議案件とは、中国大陸の行政不服審査に関する法令規定により、商標登録又は商標保護に関する行政不服審査を請求できる案件を指す。

(三) 不合理及び不公平な待遇を受けた

いわゆる不合理及び不公平な待遇とは、主に手続きの順序について正義・公平の原則に違反する場合を指す。例えば、ある商標の出願案件は、すでに他人に登録されていることを理由に拒絶査定となった。再審請求を行うと同時に、先に登録された商標の引用商標をめぐって訴えを起こすことになった。この争議案件の審査結果が、拒絶査定に伴う再審という救済結果に影響を及ぼすため、行政手続きに係る経済的負担を考慮して、出願者は再審を一時停止し、争議案件の審査を優先的に加速させること、又は再審と争議案件の審査を同時に行うことを請求したが認められなかった。このような場合は、不合理な待遇を受けたとみなすことができる。しかし、同一又は類似の商標が先に登録されており、そのために拒絶査

¹ 訳注：行政復議とは、日本の行政不服審査に相当

定となったが、出願者が争議案件において、自分の商標が先取り登録された事実を証拠によって証明することができない、あるいは引用した証拠では相手の違法行為を十分に証明することができない場合は、不合理な待遇を受けたとみなすのは難しい。

(四) 工商総局の所轄機関の対応が中国大陸の法令規定に違反

いわゆる中国大陸の法令規定に違反しているとは、主に工商総局の所轄機関が中国大陸の法令規定によらず、又はそれに違反して、裁定あるいは決定を行う状況を指す。例えば中国大陸「商標法」第 28 条「登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審査を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない²⁾」の規定は、その適用の前提を「既に登録され又は初歩審査を受けた商標」と同一又は類似である商標とし、先に出願され、初歩審査を受けていない商標は含まない。しかし、商標局が初歩審査を受けていない商標を引用し、後の出願案件を拒絶審査とした場合、その裁定は明らかにこの法令規定に違反していることになる。

また例えば、「国家工商行政管理総局令」第 28 号による「工商行政管理機関行政処罰手続きの規定」第 17 条は「工商行政管理機関は、クレーム、訴願、通報、その他機関による移送、上級機関による指示の素材を受け取った日から七稼働日以内で確認し、立件の可否を決定しなければならない。特殊な事情によって十五稼働日以内まで延長して立件の可否を決定することができる³⁾」と規定している。しかし、商標権侵害の通報を受けた行政調査案件について、受理機関が 20 稼働日を過ぎても立件の可否を決定しない場合、それはこの法令規定に違反していることになる。

(五) 工商総局の所轄機関の対応が中国大陸の商標審査及び審理基準に違反

商標審査及び審理基準は、工商総局によって批准され、商標局や商標評審委員会のすべての審査官に提供され、商標審査及び商標案件の審理において共に遵守すべき規範となっている。故に商標局又は商標評審委員会が商標の識別力、「馳名商標⁴⁾」、又は類似商品等の関連事項を認定する際、当該審査又は審理基準の判断原則に違反し、それにより出願者が不利な裁定を受けた場合、協力処理の請求を行う

²⁾ 訳注：「中華人民共和国商標法」独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編の翻訳を使用

³⁾ 訳注：同上

⁴⁾ 訳注：馳名商標とは、国家工商行政管理総局商標局による認定商標のこと。知名度が高い著名商標を指す。

ことができる。しかし、出願者個人の故意又は過失によって不利益な裁定を受けた場合はこの限りではない。例えば商標登録出願が拒絶査定となった原因が、出願者自身が登録した商標を引用したことによるもので、自分の過失により商標権者の名称を変更していなかった場合、協力請求を行うことのできる事項とはならない。

四、協力処理の請求手順

本要点を適用する案件は、いずれも中国大陆で発生した事件に属し、且つ「海峡兩岸知的財産権保護協力協定」の枠組みの下、特別な手続きによって行われるものである。協力処理の対象となる案件の性質は、緊急を要するもの、又は台湾企業の対中国大陆投資計画に関係するものである。一般に、代理人がよく知りうる、又は通常取り扱うような業務ではないため、協力処理システムの機能を発揮させるためにも、商標の所有者本人が協力処理の請求を行うべきである。請求者は同時に、十分な情報を提供し、智慧財産局が中国大陆側に協力処理を要請すべきかどうか速やかに判断できるようにしなければならない。代理人が智慧財産局に対して協力請求を行う場合は、商標権所有者からの委任状と、本人の連絡先と電話番号を提出しなければならない。財団法人海峡海流基金会から請求者及び中国大陆の台湾企業に転送する場合も同様である。

(一) 請求方法

請求は書面又は電子メールで行う。工商総局への通報がスムーズに行くように、書面で請求する場合は、請求書類及び関連の証拠の電子ファイルも添付しなければならない。

(二) 請求に必要な書類

請求を行う場合、その理由と関連の証拠を提出しなければならない。協力を仰ぐ事項、案件の事実、不合理・不公平な待遇の説明、あるいは中国大陆の法令又は商標審査、審理基準の適用原則に違反している理由と具体的証拠を明確に記載し、且つ案件の申請書、裁定（又は決定）書、商標局のウェブサイト「中国商標網」の情報など、関連の証拠を添付し、書面の形式で智慧財産局に送るか、電子メールの形式で智慧財産局が指定するメールアドレスに送る。電子メールで送る場合、送信後、電話で受信の有無を確認する。

五、補正通知

智慧財産局は協力処理の請求書類を受領後、書類が不完全、協力請求要件に合致しない、理由の論述が不明瞭である場合、電話により補正通知又は説明を行う。必要があれば、案件の状況を理解するため、請求者を智慧財産局に呼び出し説明させる。

六、協力要請のための通報

協力処理の請求案件について、智慧財産局で関連の証拠を審査し、不合理な待遇又は中国大陸の法令、商標審査及び審理基準等に違反している状況が確認された場合、協力処理システムを起動し、中国大陸の工商総局に通報し、協力を要請する。

(一) 通報の方法

智慧財産局は、協力処理を請求する事項を通報すると共に、重要な証拠を電子メールにより工商総局の窓口へ送信する。必要があれば別途、電話で説明を行う。

(二) 通報を受けたあとの中国大陸側の回答

工商総局は協力処理の請求通報を受けた後、2営業日以内に電子メール、電話又はその他の可能な方法で、協力処理の請求書類を受理したことを台湾側に伝える。

(三) 受理の期日及び関連事項の伝達

工商総局から受理の連絡を受けた後、智慧財産局は電子メール又は電話により、請求者に受理された期日と関連事項を伝達する。

(四) 結果の伝達

工商総局から協力処理の結果について通報を受けたら、智慧財産局は電子メール又は電話により、裁定又は決定の結果及びその理由を請求者に伝達する。

七、中国側に協力処理請求の通報をしないケース

商標所有者が他人に対し、協力請求や連絡などの代理を委託したが、代理人委任状が不足している場合。協力請求の事項が不明確又は必要な証拠を補正せず、それにより協力請求の対象となるかどうか判断できなかった場合。協力システムが対応できる範囲を超えていた場合。関連の事実が不合理・不公平な待遇を受けていた、又は中国大陸の法令、商標審査、審理基準の適用原則に違反していたことを認定するのに十分ではなかった場合。——こうした場合、智慧財産局は中国側に協力処理請求の通報を行わない。

中国側に協力処理請求の通報をしない案件については、智慧財産局が請求者に対し、書面、電子メール又は電話により、その理由を説明する。智慧財産局が法的な協力が必要であると認めた場合は、中国大陸の関連の法令又は審査及び審理基準等により、請求者がその商標権益を保護するのに有利な情報を提供する。例えば、より引用に適切な法律又は事例の有無や、いかにして証拠を添付するかなどの情報を、参考のために提供する場合もある。

智慧財産局が請求者に対し、中国側に協力請求処理の通報をしない旨の回答をした場合、それは事実を通知したまでにすぎず、行政処分には相当しない。故に請求者は、智慧財産局の回答を不服として行政救済を求めることはできない。